

枚方市2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、枚方市2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱（令和6年枚方市要綱第92号。以下、「要綱」という。）に基づき、事業実施の手続き等に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(配付するID番号等)

第2条 要綱第2条に規定するチケットIDは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が提供する万博関連サービスに共通で使用するログインID「万博ID」に結び付けることで、会期中いつでも会期内に1回、2025年日本国際博覧会会場に入場することができるチケットとして有効化できる10桁の番号である。なお、チケットIDの配付は、対象者1人につき1枚とする。

2 市長は、申込者が申し込みをした内容について、要綱第4条第3項に掲げる本人確認書類をもって同一の者であることを審査したのち、電子メール又は郵送により第4条第1項で規定する申込者等を通じてチケットIDを配付する。

(配付対象者)

第3条 要綱第3条第1項第3号に規定する暴力団等は、次のいずれかの者とする。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ロ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ハ 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(申込者等)

第4条 要綱第4条第1項に規定する申込者における保護者は、次のいずれかの者とする。

- イ 親権を行う者
 - ロ 未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者
- 2 要綱第4条第1項に規定する対象者は、配付対象者が世帯主である場合とする。
- 3 要綱第4条第1項に規定する施設は、別表1に掲げるものに限る。

(申込み手続き)

第5条 申込者は、複数人の配付対象者をまとめて申し込みをすることができる。

- 2 申込者は、本事業に係る申し込みと合わせて府事業に係る申し込みをすることができる。また、本事業及び府事業の配付対象者が同一の場合は、大阪府知事が当該配付対象者の本人確認書類等による審査を行うことをもって、本事業の当該配付対象者の審査が行われたものとする。
- 3 申し込みは、市長が指定するインターネット上の特設 Web サイト内に設置する電子申請システムにより行うこととし、それにより難い場合は郵送申請書（様式第1号）の提出により行うこととする。ただし、申込者が施設長の場合は、同条第6項に規定する方法によることとする。
- 4 要綱第4条第3項第1号に規定する本人確認書類として、住民票の写しを添付する場合には、世帯主及び続柄が記載され、個人番号が記載されていないもので3か月以内に発行されたものであることとする。
- 5 里親が申し込みをする場合は、要綱第4条第3項第1号に規定する書類に加え、次に掲げる書類の写しのいずれかを添付しなければならない。
- イ 大阪府が発行するはぐくみホーム（養育里親）証明書
 - ロ 大阪府が発行する養子縁組里親証明書
 - ハ 大阪府が発行する専門里親証明書
 - ニ 「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券
 - ホ 里親であることが確認できる証明書
- 6 施設長が申し込みをする場合は、施設に入所している配付対象者の氏名及び生年月日について入所（委託）措置通知書等による確認を行った上で、施設用申請書（様式第2号）及び配付対象者一覧表

(様式第3号)を提出しなければならない。

- 7 郵送申請書の提出によって申し込みをする場合の受付日は、令和6年9月13日から令和7年9月12日までのいずれかの日の消印押印を有効とする。

(交付決定等の通知)

第6条 要綱第5条第1項の通知については、チケットID交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 要綱第5条第2項の通知については、不交付の理由を付してチケットID不交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。
- 3 前2項及び次条に規定する通知は、同通知内容を電子メール本文に記載し送信することによって行うものとする。ただし、郵送申請書の提出による申し込みがあった場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第7条 要綱第7条に規定する交付決定の取消については、チケットID交付取消決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(紛争の解決等)

第8条 配付したチケットIDの盗難、紛失、および滅失に対して、市長は一切責任を負わない。

- 2 申込者又は配付対象者と博覧会協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市長は一切責任を負わない。

附 則

この要領は、令和6年9月12日から施行する。

別表1

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
同法第37条に規定する乳児院
同法第41条に規定する児童養護施設
同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
同法第43条の2に規定する児童心理治療施設
同法第44条に規定する児童自立支援施設